

Saint-Maur-des-Fossés のための二通のパリ司教文書 : 文書形式学的分析による偽文書推定の試み

岡崎, 敦

<https://doi.org/10.15017/2230509>

出版情報 : 史淵. 124, pp.97-129, 1987-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



Saint-Maur-des-Fossés のための二通のパリ司教文書

一文書形式学的分析による偽文書推定の試み—

岡 崎 敦

0. 0 本稿は、868 年パリ司教 Enée の Saint-Maur-des-Fossés（以下 SMF）へのパリ教会の prebenda 譲渡文書、及び 1006 年司教 Renaud の 868 年文書の確認文書の偽作を推定し、それらの成立過程についてある仮説を提出する試みである。
0. 1 本稿作成のために行った史料調査は、稿末のビブリオグラフィーに挙げた刊行史料集に限定されている。又、方法もこの種の研究には不可欠の、古書体学、コディコロジー、文書形式学の「外層」批判等の作業を行い得ず、故に、本稿で行う推測は全て蓋然性のレヴェルに留まる。
1. 0 868 年文書に関する諸問題
1. 1 *Cartulaire général de Paris* の編纂者ドゥ・ラステリによれば、868 年文書の現在伝わっているマニュスクリは 12 世紀の書体で、印璽を付した跡がある、アルシーヴ・ナショナル所蔵、L 526, n°47 のみである⁽¹⁾。
1. 2 同じくドゥ・ラステリによれば、この文書は prebenda の語の使用と複数の archidiaconus の言及を根拠に、かつてその真正性に疑問が持たれたことがあった。しかしながら『パリ教会史』の著者デュボアは、前者に関しては、9 世紀中葉の用例を提示することによって、後者に関しては、確かに複数の archidiaconus がそれぞれの司教区で確認されるのは 9 世紀末以降（ママ）のことであると認めながらも、これのみでは偽文書の推定には不十分と断ずることで、当該文書の真正性を擁護した。ドゥ・ラステリは更に、この文書にある印璽の予告に触れ、この時期の司教文書にお

ける印璽の存在に疑問を提示しつつも、最終的には次のように結論づけた。即ち、現在伝わっているマニュスクリには、ぶらさげ印璽の跡があるが、書体自体は12世紀のそれである。従って、この文書は、12世紀にオリジナルが既に失われていたので、おそらくは真正な所与に基づいてオリジナルの代わりに作成された復元或いは改竄文書である。⁽²⁾

1. 3 他方、Charles le Chauve 文書集の刊行者テシエは、868年或いは869年2月5日付けのSMFのための一王文書を偽文書とし、これと内容上関連する833年Louis le Pieux 文書と共に、1096年直前に作成されたとしたが、後者の筆跡が本稿で問題としている868年パリ司教Enée 文書のそれに類似すると付け加え（Charles 文書は、SMFのカルチュレールでしか伝わっていない）、これも同時期に作成されたと推測した。このCharles 文書自体は、868年のサン・モールの遺体のSMFへの安置の顛末と、それがもともと所在したGlanfeuil (Saint-Maur-sur-Loire) がSMFの管轄下に在ることをLouis Le Pieux 文書の確認の形で示したものであり、1096年は、トゥール公会議及びUrbain II 教皇文書により、GlanfeuilのSMFからの独立が決定された年である。⁽³⁾
1. 4 ところで、ドゥ・ラステリの言うように868年文書の作者がオリジナルを見ていたか否かはともかくとして、この文書の文言に非常に類似する一節を持つテキストが、おそらく間違いなくSMFに保存され続いていた。サン・モールの遺体がSMFへ安置された顛末を記したMiracula sancti Mauri がそれであり、奉遷直後の868年もしくは869年の作とされている。以下、当該部分を再録する。

868年文書: quod anno dominice incarnationis octingentesimo sexagesimo octavo, indictione prima, jussu serenissimi Karoli regis, ad Fossatensem ob recipiendum corpus levite Mauri accedens abbatiam, dum a propriis sacram prefati sancti deposui humeris super beatorum apostolorum altare glebam,...

Miracula, praefacio: Huius autem series narrationis a tempore divae recordationis Pipini incipit, ad nostram usque presentis anni decurrens aetatem, qui est *ab incarnatione Domini octingentesimus sexagesimus octavus*. Quo etiam anno eiusdem beatissimi viri *sanctissimam corporis glebam iussu serenissimi Karoli* in monasterium sanctae Dei genitricis semper virginis Mariae beatique Petri apostolorum principis quod antiquitus Fossatense appellatur digno cum honore populorumque frequentissimo ac celeberrimo detulimus occursu. Quam sanctus pontifex Eneas in ipso introitu monasterii suscipiens *propriisque inponens humeris*, ...⁽⁴⁾

これを、868 年文書の作者が、例えオリジナルを見ていなくとも 868 年当時の司教 Enée の行為を詳述した理由を示すものとして提示する。

1. 5 最後に、一バリ司教文書としてこの文書を検討すると、文書形式上以下の諸点でその真正性に疑問が提出される。第一にはインヴォカチオーで、868 年文書の *In nomine Patris et Filii et Spiritus sancti, amen*. のそれは、バリ司教文書の場合、11 世紀末以降に断片的にしか確認できないものである。これ以前においては、*In nomine regis eterni. In nomine sancte et individue Trinitatis. In nomine Dei (eterni)* の三種しか現れない。第二は主動詞の活用形で、この文書に見えるような単数形の使用は、11 世紀後半から 12 世紀前半に頻出し、これ以前には他に類例がない。第三は、コロボラチオーで、この文書の用例、即ち二つの形容詞を自動詞が受ける形は 11 世紀中葉以降のそれで、これ以前の時期には後で問題とする 1006 年文書にしか存在しない。第四は、ここでは同じくコロボラチオーの中に言及されている文書の発行場所である。in capitulo Sancte Marie の言及は、11 世紀末から 12 世紀前半のバリ司教文書のアクトゥムを特徴づけるそれであり、これ以前の時期における例外的言及は同じく

1006 年文書にあるのみである。最後は、既にドゥ・ラステリも指摘している印璽の問題である。パリ司教文書に印璽が使用され始めるのは早くて 11 世紀末以降であり、ここでも 868 年文書及び 1006 文書が孤立する。即ち、868 年文書は、文書形式学的分析を細部にわたって行くと、一見した印象に反して、むしろ 11 世紀末から 12 世紀前半の諸特徴を示しているのである。⁽⁵⁾

1. 6 以上の検討から、868 年司教 Enée 文書はおそらくは 11 世紀末頃 SMF で作成されたと考えられる。⁽⁶⁾この際、もし仮にこの時オリジナルがまだ存在しており、現文書の作成者がそれをもとにしたとすれば、彼はかなりの改竄をむしろ細部にわたっておこなったと考えざるを得なくなり、これはこの種の処理の常識に反する。ドゥ・ラステリの指摘通り、この時既に、その存在を仮定するとしても、オリジナルが失われていたことはほぼ確実であろうと思われる。
1. 7 ここまでの検討では、我々の手元に残っている史料の順序は、Miracula- 1006 年文書- 868 年文書が想定された。ところで今ここで注意せねばならないのは、868 年文書と 1006 年文書との間には明白な直接的関係が存在するということであり、又、少なくとも我々が知る限りにおいて、SMF の持つパリ教会の prebenda は 1006 年に初めて確認されるという点である。従って、1006 年文書の存在は 868 年文書の内容の信憑性を保証しない。
2. 0 従って、868 年文書の内容を検討しなければならない。
2. 1 868 年の文書の内容、即ち教会の prebenda の問題を今日に至るまでほとんどただ一人詳細に研究したのはレーヌである。その論旨を簡単にまとめると以下の通りである。教会用語における prebenda は 8 世紀末頃に現れるが、そもそもは司教・修道院長の配慮によって、当該教会機関が養わなければならない参事会員・修道士、その他の従属者、客人に与えられる生活の糧の配給を意味した。次にこの本来の意味から、司教・修道院長

の管理・受益から離れ、参事会員・修道士の共同体の消費の為に留保された教会財産の一部、即ちいわゆる mensa の意に拡大した。この段階では、prebenda はあくまでも教会財産の一部分であり、その収益から本来の意味での prebenda、即ち参事会員・修道士の日々の糧が配給されることになる。この共有 prebenda に対して、個別 prebenda、即ち、共有財産に対する各自の割り前の意味がその後現れる。この段階の prebenda はもはや必ずしも日々の糧、或いは食物のみを意味せず、受益者の生活のための配給物はなんであれ示す。更に進むと、この語は現物よりもむしろそれ等を受ける権利を表現するようになる。この個別 prebenda こそが、法術語としての prebenda なのであるが、レーヌはこれを 940 年代から現れ始めるとした。⁽⁷⁾

2. 2 更にレーヌは、prebenda の様々な問題に検討を加えていく中で、他の教会に譲渡された prebenda のケース、即ち今問題としているケースにも触れ、本稿がその対象とする 868 年及び 1006 年の二つのパリ司教文書をも実は取り上げているのである。彼の論点は以下の通りである。この SMF のケースはこの種の例の中でも最も早いものの一つであるが、これは 1006 年司教 Renaud 文書によって知られる。この文書自体は、868 年司教 Enée 文書の確認の形をとっているが、後者は次の理由で疑わしい。ドゥ・ラステリによると、この文書はぶらさげ印璽の跡を持つにもかかわらず書体は 12 世紀のそれであり、従って、これは改竄或いは復元文書にすぎず、オリジナルも失われていた。又、かつて prebenda の語の使用と複数の archidiaconus の言及を根拠に提起されたこの文書の真正性に対する疑いは、一応デュボアが反証したことになっているが、これには問題が残る。即ち、9 世紀にこの語が用いられていること自体には疑いがないにしても、この時期のそれは教会機関における日々の糧の給付という本来の意味しか持っていなかったはずなのに対し、868 年文書におけるそれは明らかに法術語としての意味である。実際、9 世紀の用例としてデュボアが挙げる Hincmar の司祭 Lantaradus 宛書簡とは、実は Flodoard が彼の『ランス

教会史』の中でそのレジュメを行っている部分にすぎず、ここにみられる法術語としての用例は、Flodoard の時期のそれであっても Hincmar の時期のものではない。以上のように議論を尽くしながら、しかし、レーヌは最終的には次のように述べる。868 年文書は疑わしい。しかし、1006 年文書はその最初の付与を Enée に帰しており、かつ後者はオリジナルで伝わっている。確かなのは、1006 年には SMF はほとんど記憶にないほど前からこの *prebenda* を持っていたことである。

2. 3 以上のレーヌの議論は、868 年文書の内容に明白な疑問符をつけるものであり、かつ、事実上 1006 年文書は、当時の状況を確保するために確認という形で、その内容を捏造したものであることを結論づけるものである。⁽¹⁰⁾ それでは、1006 年文書は完全に信頼できるものなのであろうか。

3. 0 1006 年文書に関する諸問題

3. 1 1006 年文書は、最近までその真正性が全く疑われたことのないオリジナルと SMF のカルチュレールによって伝えられている。⁽¹¹⁾
3. 2 1 の検討によると、作成の順番は、1006 年文書—868 年文書が想定され、両文書における *Processionem* 以下のほぼ同一の文言の存在は、後者が前者を写したためと考えることが出来る。
3. 3 しかしながら、両文書に共通な部分の内、1006 年文書のみが存在する “*in quodam suo invenimus scripto*” の文言は、それをこの文書の作成者の全くの捏造と考える限り、この *scriptum* なるものを確認することを要求する。そして結論から言えば、現在残っている史料にはそれと想定できる箇所は、かの *Miracula* においてさえも存在しないのである。又、これを 1006 年文書の作成者の捏造とするなら、まず第一に、文書の内容捏造の際になんらかの先行する書き物の存在を提示することはむしろ通常の事とはいえ、この場合のようにそれを全くの不特定の形で示さねばならない理由が推測できない。第二に、この *scriptum* は常識的には書き物一般よりむしろより限定的に文書を意味すると考えられるのであるが、これが

1006 年文書の作成者の頭ではそれが今確認しているつもりの 868 年司教 Enée 文書を意味していると仮定すると、この一節を含む Processionem 以下の箇所は、この前の部分、即ち、かなり長文にわたって prebenda の実際の具体的運用を細かく規定しているいわばこの 1006 年文書の本論と内容上自然に連なるものとは考えにくいのである。これを解決しようとするれば、1006 年文書の作成者は、現在残っている 868 年文書の形、即ち、prebenda の付与と processionem 以下の記述が齟齬なく結び付いているそれを知っていたとしか考えられないのである。事実、前述レーヌの指摘にもかかわらず先行する研究者がこの二つの文書の真正性を基本的には承認してきたのは、868 年文書—1006 年文書という順番が文書の形式からして極めて自然であったからにはほかならない。

3. 4 次に、1 における 868 年文書と同じく、一ぱり司教文書として 1006 年文書に対し文書形式的分析を行えば、ここでも以下の諸点でその真正性に疑問が提出される。第一に、ノティフィカチオーの noverint である。このノティフィカチオーはパリ司教文書の場合、12 世紀始めのごく短い時期を特徴付けるそれであり、その他の時期はほぼ notum 以下の形をとっていることから、1006 年文書における用例はいかにも奇異との印象を否めない。第二は、868 年文書の検討の際にも触れたコロボラチオーに関してである。前述の通り、この両文書に見られるような二つの形容詞を自動詞が受ける形、特に 1006 年文書の permaneat の形は、11 世紀後半以降のパリ司教文書の一つのパターンなのである。第三は、アクトゥム、即ち文書の発行場所である in capitulo Sancte Marie である。868 年の同様の言及とは異なり、書式上 Actum 以下に場所と日付がまとめられるという定式性を踏まえたそれであり、むしろより疑問は大きい。第四は、ダートゥム、即ち日付の問題である。1006 年文書の、順に、化肉年、indictio, epacta, concurrente, 王在位年、司教在位年という非常に定式的な日付の記し方は 12 世紀初頭のごく短い時期のパリ司教文書の特徴づけるそれであり、11 世紀中葉以前は日付の慣行自体が必ずしも一般的でなく、同世紀前半以

前では特に化肉年の使用に他の例がない。最後は、印璽の使用についてである。既に 868 年文書の検討に際に触れた通り、11 世紀末以前にはこの両文書のみ孤立して現れる。これらの疑問は、パリ司教文書が 10 世紀末以降比較的その数を増やしていることから、年代的には孤立する 868 年文書に関するそれに比して遥かに大きいと言わねばならず、これまた一見した印象に反して、むしろ 1006 年文書が 12 世紀初めのパリ司教文書のどれかと全く無関係に作成されたと考える方がはるかに難しいのである。⁽¹²⁾

3. 5 更に検討を進めるならば、1006 年司教 Renaud 文書は、1107 年司教 Galon の Sainte-Eloi 教会の SMF への譲渡文書と極めて密接な関連を持つことが看取される。この 1107 年文書自体、我々が知る限りにおいて、本稿で問題としている二つの文書を除けば、SMF と関連する最初のパリ司教文書なのであるが、ドゥ・ラステリによればシログラフの形でのオリジナルとパリ司教座教会のカルチュレールによって伝わっている。⁽¹³⁾ 両者の一致点は以下の通りである。第一にインヴォカチオーの *In nomine sancte et individue Trinitatis*。第二に、ノティフィカチオーの *noverint*。第三に、コロボラチオー。ここでは両者を比較してみよう。

1006 年文書 : *Ut autem hoc donum firmum et inconcussum permaneat, scripto mandavimus scriptique kartam istam propria manu firmavimus, ac manibus canonicorum nostrorum firmandam tradidimus, et in signum firmitatis perpetue nostro sigillo signari praecepimus.*

1107 年文書 : *Ut autem hec concessio et institutio inconcussa permaneat, presentem cartam fieri precepimus, et in signum perfecte firmitatis, sigillo nostro illam signavimus, et manibus canonicorum nostrorum firmandam tradidimus.*

11世紀末から12世紀初めの文書はその表現に若干の相違はあるとはいえ基本的にこのような形をとっているのだが、ここで注目したいのは、in signum firmitatis の用語の使用であり、これはパリ司教文書の全てを通じてこの二通にしか存在しない。第四はこれらのコロブラチオーにしまぐくられたテキストに続くエスカトコール以下である。ここでも両者を対照する。

1006 年文書：+Signum Rainaldi episcopi. (以下参事会員の Signum が続く。) Actum publice Parisius, in capitulo Sancte Marie, anno incarnationis Dominice millesimo VI, indictione IIII, epacta XVIII, concurrente I, regnante Rotberto rege anno XX, nostri vero episcopatus XVI, pridie kalendarum maiarum. Anselmus cancellarius scripsit. Si quis hoc scriptum violaverit, anathema sit. Amen.

1107 年文書：+Signum Galonis episcopi. (以下参事会員の Signum が続く。) Actum publice, in capitulo Sancte Marie, anno Incarnationis Dominice MCVII, indictione XVma, epacta XXVta, concurrente I, Philipo rege regnante anno quadragesimo VII, anno episcopatus Galonis III. Girbertus cancellarius scripsit. Si quis hanc definitionem violare presumpserit, anathema sit.

12 世紀初頭のパリ司教文書のエスカトコールはほぼこの形を取っているとはいえ、前述日付の諸要素とその順序を含むこの定式は、中でもこの 1107 文書を含む極めて限られた数のものにしか存在しない。なかんずく、文書末のこの形でのサンクチオーは 12 世紀前半以前にはこの両文書にしか存在しない極めて例外的なそれである。⁽¹⁴⁾

3. 6 更に、1107 文書は、かりにそれを仮定するとして、1006 年文書の作成者がこれをモデルとするに極めて都合のよい文書なのである。即ち 12 世

紀前半以前のバリ司教文書はその大半が譲渡或いはその確認文書なのであり、特に 11 世紀後半以降一定の形式がとられる方向にあったのに対して、この 1107 年文書は例外的に、女子修道院の改革という特殊なケースの故に、単に SMF への譲渡の言及のみならず、特に改革後のバリ司教座教会と SMF との諸権利関係が詳述されており、1006 年文書のような雑多な内容や詳細な規定を盛り込むのに例外的に適したほとんど唯一のバリ司教文書なのである。

3. 7 以上の検討は、1006 年文書についてもその真正性にかなり大きな疑問を差し挟むものであるが、他方、文書の内容である SMF が所有するバリ司教座教会の *prebenda* に関しては、その最初の確実な言及は、1136 年の教皇 Innocent II の SMF 財産確認文書中のそれであり、かつその運用に関する詳細を欠いている。⁽¹⁵⁾
4. 0 従って、868 年文書及び 1006 年文書の内容を問題とするには、考察の対象を広げ、SMF と同じくバリ司教座教会の *prebenda* を他の教会機関が所有しているケースを検討せねばならない。
4. 1 SMF 以外で最も早い例は、1097 年の司教 Guillaume による Saint-Germain-l'Auxerrois への譲渡のそれであるが、これは司教が Saint-Quentin de Beauvais へ Saint-Germain-l'Auxerrois の土地を譲渡した埋め合わせとして与えられたもので (Saint-Germain-l'Auxerrois は、いわゆる司教裁治権下の教会である)、その具体的な運用は知られていない。⁽¹⁶⁾
4. 2 次に確認されるのは Saint-Victor (以下 SV) のケースであるが、その経緯は単純ではなく、かつ本稿の主旨に関しても詳細に検討する価値がある。

事はおそらく、1124 年の司教 Etienne の文書に始まった。この年彼は、この時まで Saint-Jean が持っていた司教座教会参事会員の記念牒 (の権利・義務・収益) を SV へ譲渡し、その代わりに Saint-Jean に *prebenda* を譲渡した。この際、Saint-Jean の参事会員は、病人の介護、参事会員の

埋葬、行進、その他の参事会員ならなすことになっている奉仕義務を負わず、以然として、Notre-Dame の参事会員ではなく、Saint-Jean の参事会員として、記念祷を除く以前の地位に留まり続ける、と特記されている。⁽¹⁷⁾

しかしながら、同年のもう一通の司教 Etienne 文書が事態を変化させる。この文書の存在を告げるドゥ・ラステリはテキストを提示してく⁽¹⁸⁾れず、ここでは彼がこの文書の一節と文字通り同一とする 1125 年教皇 Honorius II の SV の財産確認文書を利用する他ないが、ここには以下の叙述がある。即ち、パリ司教 Etienne による譲渡として、参事会（恐らく司教座教会の）及び Saint-Jean の参事会員・司祭の同意で、Notre-Dame の参事会員の prebenda の全ての収益を以下の条件で全て、即ち、もし Notre-Dame の参事会員の誰かが、隠修者の、或いは律修参事会員の、あるいは修道士の、その他なんであれ別の生活を選び、prebenda を残した場合、SV は彼の prebenda の収益を毎年持つ。又、もし参事会員の誰かが prebenda を司教の手に戻し、別の者のために懇願し、司教もこれを受け入れるならば、SV はこの prebenda の収益に対してなにも持てない。更に、Saint-Marcel, Saint-Germain-l'Auxerrois, Saint-Cloud, Saint-Martin de Champeaux についても同様。そして SV は、司教 Etienne 文書にあるごとく、記念祷を除く種々の奉仕義務をこのことに関して負わな⁽¹⁹⁾い。

更に 1125 年の王 Louis VI 文書は次の内容を持つ。即ち、王は以下の諸教会の計 11 の prebenda の記念祷（prebendarum anniversaria）を SV へ譲渡した。即ち、Saint-Séverin et Saint-Tugal à Château-Landon, Notre-Dame et Saint-Sauveur à Melun, Notre-Dame à Etampes, Saint-Etienne à Dreux, Notre-Dame à Mante, Notre-Dame à Poissy, Saint-Melon à Pontoise, Saint-Pierre à Montlhély, Notre-Dame et Saint-Guéraud à Corbeil。そして、その運用として、SV は参事会員の prebenda の収益を彼の死後、毎年全て持つが、このことに関して記念祷以外の諸奉仕義務は負わず、この年の教会の奉仕は、後継の参事会員がこ

れを行う、とある。以上の、前述の諸教会をその司教区に持つサンス・シャルトル・パリの司教・大司教の確認の言及が続いた後、パリ司教 Etienne の行為として、司教座教会、Saint-Marcel, Saint-Germain, Saint-Cloud, Saint-Martin de Champeaux の記念祷の SV への譲渡が告げられている。⁽²⁰⁾

この王文書は、更に 1125-1129 年の教皇 Honorius II 文書によって、⁽²¹⁾ 前述の三人の司教・大司教の行為の確認という形で確認されている。

この段階での状況を一応整理すれば、以下の通りである。SV がこの段階で持っていたのは、より厳密にはその年なんらかの形でそれを放棄した司教座教会参事会員の prebenda の毎年の収益であり、そもそもはおそらく死んだ参事会員の記念祷のためのそれであった。この際、注意すべきは、この prebenda の収益所有は SV に司教座教会における奉仕義務を、記念祷のそれを除き全く要求しないという点である。

この後、1132 年の教皇 Innocent II の SV 財産確認文書が、⁽²²⁾ 前述 1125 年教皇 Honorius II の SV 財産確認文書を文字通り再録した後、状況は新しい段階に入る。即ち、1133 年頃のパリ司教 Etienne 及び参事会宛書簡で、同教皇 Innocent II は彼らに、パリ司教座教会の prebenda の SV への譲渡を求め、⁽²³⁾ パリ司教もこれに応え、更に、Saint-Marcel, Saint-Cloud, Saint-Germain-l'Auxerrois, Saint-Martin de Champeaux の prebenda もこれに付け加えたからである。⁽²⁴⁾

この処置は、この後 Louis VI (1134 年、司教座教会、Saint-Cloud, Saint-Martin de Champeaux), Louis VII (1138 年、司教座教会、Saint-Marcel, Saint-Germain-l'Auxerrois, Saint-Martin de Champeaux) のそれぞれ確認を受けているが、⁽²⁵⁾ 1138-1142 教皇 Innocent II の死んだ参事会員の記念祷のための prebenda の毎年の収益の確認（従って、事実上同教皇が既に、1132 年 SV のための包括的財産確認文書の中で確認していたもの）⁽²⁶⁾ を挟んで、1145/46 年のパリ司教座教会参事会文書が、この問題に関する詳細な規定を初めて明らかにする。

即ち、この文書によると、SV は、司教 Etienne による譲渡によって prebenda を持つが、この prebenda のために、教会の奉仕義務を行う vicarius sacerdos を置く。この vicarius は、初め参事会の助言によって、prebenda から 15 ソリドゥス、stationes, antiphonas, vinum libertatum を得ていたが、その後、日々の奉仕義務が重く、収入が少なかったので怠慢がみられたので、参事会が SV へ vicarius の収入の増額を求め、これが認められた。以下具体的な処置が続くが、今ここで注目したいのはその後の SV と参事会の諸権利関係を記した箇所である。即ち、パリ教会の prebenda を持つ SV は、特別のミサ以外には当教会の奉仕義務を一切負わず、それらは vicarius がなさねばならない。またこの vicarius は、司教が主宰する特別の祝日のミサでは SV を代表する。この vicarius に奉仕怠慢がみられた場合は、その矯正は参事会にあり、SV は関係しない。最後に参事会の助言によって vicarius Sancti Victoris のために定められたこの収益を固め、誰も我が後継者は SV の損害になる様に、これを変えてはならない、とある。⁽²⁷⁾

従って、この時点で SV はパリ教会において、なんらかの形で prebenda を残した参事会員の毎年の収益と、それに付随する奉仕義務は vicarius がこれを行う prebenda それ自体の二つを持っていたのであり、事実 1146 / 47 年のパリ司教座教会参事会の SV 財産確認文書及び 1180 頃の司教 Murice の同じく財産確認文書の当該箇所は以下の様に定式化されている。即ち、司教 Etienne 及び参事会の譲渡として、司教座教会、Saint-Marcel, Saint-Germain-l'Auxerrois, Saint-Cloud, Saint-Martin de Champeaux の prebenda, そして SV はそれぞれの教会に奉仕のため vicarius を置く。又、同じく司教 Etienne による譲渡として、前述の教会の参事会員の毎年の収益、即ち、なんらかの形で前述した教会の参事会員が彼の prebenda を残した場合、又、prebenda が別の者に移った場合、SV は当該 prebenda の収益を毎年持つ。そしてこのことについて、記念⁽²⁸⁾ 祷を除き、なんの義務も負わない。

4. 3 次に確認されるのは、Saint-Martin-des-Champs（以下 SMC）のそれである。事の発端は、1144 年のオーセル司教 Hugues、クレルヴォー修道院長 Bernard 連名文書及び同年のパリ司教 Thibaud 文書の⁽²⁹⁾ほぼ同文の内容によって知られる。即ち、この年、パリ司教 Thibaud はパリ教会の prebenda を SMC へ譲渡したが、当教会で prebenda の毎年の収益を持っていた SV は、SMC に与えられた prebenda に関してもこれを保持していた。そこで、以後 SV は SMC に与えられた prebenda についてはこれを持ってない代わりに、SMC は SV へ毎年 10 ソリドゥス支払うこととなった。⁽³¹⁾

SMC に与えられた prebenda の具体的運用に関しては、1146 年のパリ司教座教会参事会文書がその詳細を規定するが、これは前述 1145 / 46 年の同 SV のためのそれとほぼ完全に同一で、恐らく SV の処置がそのまま SMC に対して適用されたものと思われる。⁽³²⁾

4. 4 ここまでの検討で、以下の点を確認しておきたい。SV・SMC はそのパリ教会における prebenda 所有に対して、vicarius と呼ばれる聖職者を置く。彼は当該 prebenda から一定の収入を確保されて、司教座教会で参事会員がなすはずの奉仕義務を行うが、事実上参事会の管轄下に入る。SV は更に、なんらかの形で空位になった prebenda の収入（の恐らく一部、それもそもそもは記念祈のために）⁽³³⁾を毎年持つが、いずれの場合も、SV・SMC と司教座教会との間に直接的な関係が生まれるわけではなく、前者等は後者にたいしてほとんどなんの義務も負わない。
4. 5 そして以上の状況を念頭において始めて、これまでその内容の理解が必ずしも容易ではなかった 1174 年 10 月 28 日付け教皇 Alexandre III のパリ司教座教会参事会宛二書簡の以下の様な解釈が可能となる。即ちまず第一の書簡で、同教皇は、彼の求めに応じて参事会が行った、vicarius beati Petri Fossatensis (=SMF) である Robert de Belly に対する、彼が当時パリ教会で毎年受け取っていた 8 リブラに 6 リブラを加えた処置を認め、更に次の事を規定する。即ち、この Robert 及び Sainte-Geneviève

の prebenda が与えられている magister Mainier になされた付加処置について、この両者の死後、これらの prebenda が付加処置の前に知られていた状態に戻るような形で、参事会が前述の諸教会によって煩わされる事⁽³⁴⁾のないように。第二の書簡は、パリ教会の libertas, antiquas et rationabiles consuetudines を確認するとして後、次の様に述べる。即ち、ある修道院・教会は、パリ教会に prebenda を持っており、magister Mainier には Sainte-Geneviève のそれが与えられているのだが、前述の修道院・教会の損害、参事会の重荷にならぬよう、ある習慣がパリの教会に植え付けられることのないように参事会は教皇に求めてきた。そこで以下の事が禁じられる。即ち、前述の修道院・教会がパリ教会に持っている prebenda⁽³⁵⁾について、参事会は誰をも canonicare することを強制されない。

第一の書簡の意味するところは、SMF 及び Sainte-Geneviève がパリ教会⁽³⁶⁾に持つ prebenda のための vicarius、Robert 及び Mainier に対して参事会が行った増額の処置が、上述の修道院・教会の意向で彼らの死後、もとに戻る事のないように、というのであるから、参事会が行った増額はこの prebenda の中から補填されたものとする他ない。第二の書簡は、このような vicarius が、canonicare をそう解する事が可能ならば、そのまま参事会員として受け入れられてしまうというケースがこの時期実際に生じていた事を示すものと考えられる。

4. 6 以上の検討から、この時期他の教会に与えられていたパリ教会の prebenda の実際の運用について推測される状況は以下の通りである。第一に、SV に関してまず確認される詳細な規定が、その直後 prebenda を手に入れたばかりの SMC にそのまま適用されている事、及び SMF に関しても現れる vicarius の用語の一致から、SV と SMC のための参事会文書の規定が、この時期このケースの一般的なそれであったことはほぼ確実であろう。第二に、prebenda を所有する教会は、パリ教会に参事会員の奉仕義務遂行のため vicarius を置くが、実際にはこの vicarius は参事会の管轄下にある。第三に、彼の収益の増額処置は常に参事会のイニシアティヴ

で行われているが、教皇 Alexandre III の第一の書簡からして、prebenda からの収入の配分は実際は参事会が行っていた可能性が大きい。そもそも prebenda は、一括管理される参事会取り分の一部分に対する受益の権利なのであるから、prebenda 所有の教会も恐らくは参事会の手を通じてその収益を得ていたと考えるのが自然であり、この過程の中で実際には参事会自身が vicarius に対してその収益を配分していたと考えるのは決してとっぴな推測とは思われない。⁽³⁷⁾ 第四には、このような vicarius がそのまま参事会員になってしまうケースがありえていた点である。結論を記そう。12 世紀パリ司教座教会における他の教会による prebenda の所有の実態とは、おそらくは全くの第三者がほぼ司教座教会参事会員と同じ資格・待遇でその収益を享受するというものであり、又、司教座教会と prebenda 所有教会との関係も、例えばベケが空想するような、司教座教会における律修生活再建のために、律修聖職者を自らの中に受け入れて同じ生活を送るというようなものとは全く異なり、事実上なきに等しいのである。⁽³⁸⁾

4. 7 以上を念頭においた上で 1006 年 Renaud 文書に戻ろう。868 年 Enée 文書と 1006 年文書の相違は、形式的には後者が前者の内容をそのまま確認・再録した上に、後者が prebenda 所有に対して置かねばならない vicarius の設定手順、設定後の地位を詳細に規定している点にある。ところで今直ちに問題となるのは、ここでも実際上パリ司教座教会参事会員と同じ様に生き、死ぬこの vicarius が具体的には一体どのような人間なのかという点である。まず第一に、この 1006 年文書が提示する聖職者 vicarius は、上述の SV 及び SMC に関する参事会規定におけるそれにまして、prebenda 所有教会の成員、ここでは SMF の修道士である可能性が薄い。第二に注目すべきは、前述教皇 Alexandre III の二書簡に言及されている Sainte-Geneviève 所有の prebenda を受益している Mainier の肩書き magister である。12 世紀後半のパリには数多くの教師・学者の存在が確認されているが、実は彼らの大半に関して、その地位・生活基盤が知られていないのである。⁽³⁹⁾ 他方この時期、王、教皇から各地の教会に対し、特定

の人物をその教会に受け入れよ、との要請が確認される⁽⁴⁰⁾。詳細は別稿に委ねねばならないが、この時期以降の司教座教会を特徴づけるのはある種の枠の緩さなのであり、その具体的な構成員の中には、おそらくはその現実の地位とは別に、聖俗の官僚群を構成した、或いは将来するであろう学識者が多数存在した可能性は高い。この際、本稿が問題としているような他の教会に与えられた *prebenda* の具体的運用は、彼らのために流用されるに極めて都合のよいものであったことは明白である。⁽⁴¹⁾

4. 8 他方、本稿の主旨に関して注目すべきは、1006 年文書の規定と 12 世紀中葉の SV 及び SMC の規定との違いである。この両者を比較して始めて検証されるのは、後者が問題の *vicarius* をほぼ完全に参事会の管轄下に置いているのに対し、前者は彼に対する諸権利を SMF に対して遥かに大きく保たせている点である。SV 及び SMC の規定は状況からして 1174 年段階では SMF 及び Sainte-Geneviève にも適用されていた可能性が大きい。ため、1006 年文書の内容は 12 世紀前半以前のそれと考えるのが自然である。ところで、前述レーヌは確かにこの他の教会に与えられる *prebenda* の用例を 10 世紀中葉から確認しているのだが、その具体的運用に関して史料から言及し得たのは次の例がほとんど唯一である。即ち、969 年トゥール大司教 Harduin は Saint-Florent de Saumur に対して *prebenda* を譲渡したが、この時同時に、参事会員居住区内に修道士のための避難家屋を建てる事を認めた。⁽⁴²⁾ 情報は極めて少ないとはいえ、他の教会に *prebenda* が与えられるということは、恐らくそもそも多くの研究者が自明としていたように両教会の密接な関係を作り出すものであったと考えられる。従って、1006 年文書は、この時期とすればかなり進んだ内容を持っていると考えざるを得ない。

4. 9 以上の検討から、以下のことが推測される。1006 年文書の内容は、恐らくは確実に 12 世紀中葉以降のそれではなく、又、かなりの蓋然性を持って 10 世紀中葉から 11 世紀始めという早い時期のものでもない。4.7 で述べた様な状況が果たしていつから醸成されていたかは定かではないが、常

識的にみてそれ程早い時期であったとは考えられない。

5. 0 ところで、1961年著名なシャルティスト、ファヴィエは、「11世紀末頃のSMFにおけるある偽文書の作成」と題する論文で、SMFととりわけ深い関係にあったコルベユ伯 Bouchard le Vénérable の一文書の偽作を推定し、これを11世紀末頃の作成としたが、この1006年5月1日付けの伯文書と本稿で問題としている1006年4月30日付け司教 Renaud 文書との間の顕著な関係を指摘して、後者が前者のモデルとして使われたものと推測した。⁽⁴³⁾彼の立論上、古書体学及び文書形式学的分析については、筆者にはその忠実なフォローが不可能とはいえ、かなりの説得力を持つと言わねばならないが、ここで問題としたいのは次の二点である。第一に、Bouchard 文書の偽作年代を11世紀末に置いている根拠の薄弱さである。彼の提示する偽作の上限1058年は確実であるにしてもそれをより限定的に、前述SMFとGlanfeuilとの紛争の際のいくつかの偽文書作成と同時に断ぜねばならない理由はない。なんとすれば、SMFはその名高き scriptorium⁽⁴⁴⁾を11—12世紀を通じて持ち続けていたからである。第二は、伯文書と司教文書とはその細部における異同から別人の作成が論証されているとはいえ、ここでもその印璽の使用に関して、ファヴィエは司教文書自体についても偽文書の可能性を暗示している点である。彼のこの問題に関する態度は慎重だが、その表現からしてかなりの疑いを感じているものと推測される。
5. 1 しかしながら彼の指摘の中でより重要なそれは、司教文書を作成した書記が文書の語を karta で表しているという点である。そして、筆者の行った史料調査の範囲では、k を使用する karta が使われている文書は次の一点が確認しえるのみであったのである。即ち、1088年のTournan 領主 Guy de Vitry 及びその妻によるSMFへの教会譲渡文書がそれであり、この史料を刊行したタルディフを信じる限りではオリジナルで伝わっている。⁽⁴⁵⁾この文書には、エスカトコールの部分、証人の列挙の後以下の記

述がある。

Factum est autem hoc publice in Fossatensi monasterio, anno incarnati Verbi millesimo LXXX. VIII, epacta XX V, indictione XI. IIII kalendas Novembris, anno XXX imperii domni Philippi Francorum regis gloriosi.

Rainaldus monachus, ad vicem Bertranni cancellarii dictavit. Johannes notarius scripsit.

Scripta autem karta hec perlata est Turnomio a predicto beate memorie abbate Gulferio, et in loco sigilli, signo sancte crucis in aula publice confirmata manu domni Guidonis et ejus nobilis uxoris, invocansque super hoc Dominum, successores suos augentes hoc donum quo heredes secum esse in eternum postulavit regnum; minuentes autem, de libro viventium deleri oravit. Signum+crucis ejus. Signum+uxoris ejus. Turba autem quae affuit, laudavit hoc factum, super hoc magnificans Deum. In Dei nomine, feliciter. Amen.

この部分自体、1088年10月29日という日付はむしろ法行為のそれであり、文書の作成はおそらくその後行われ、改めてGuyのもとへ送られた事示しているが、問題なのは、明らかに文書作成後に書き加えられた Scripta 以後の部分である。まず第一に、この部分も文書の主要部分と同じく、特徴的な karta が使われていることから同じく notarius Johannes の手になることは確実であるが、筆者は彼に関するこれ以外のいかなる情報も得ることが出来なかった。第二は、a predicto beate memorie abbate Gulferio の箇所の解釈である。もしもこの memorie を「亡き」と解することができるなら、notarius Johannes が Scripta 以後の部分を書いたのは、この修道院長の死後ということになる。ところで、彼の死が最

初に確実に確認しえるのは 1112 年であるが、SMF における彼の後継者が最初に⁽⁴⁶⁾見い出されるのは、まさに前述 1107 年のパリ司教 Galon 文書においてなのである。

5. 2 以上の検討は、以下のことを示している。即ち、11 世紀末には確実に、そしてかなりの蓋然性をもって 12 世紀初頭の SMF には、特徴的な karta を書く notarius Johannes が存在していた。
6. 0 以上の検討から、以下の推定を行う。
6. 1 恐らくは 11 世紀末に、868 年文書が *Miracula sancti Mauri* を利用しつつ、偽オリジナルとして作成された。この際、*prebenda* の問題ももちろんであったろうが、行進の問題、パリ教会との諸権利関係も大きな関心事であったと思われる。そして、それ故に、868 年文書の発給者は Enée でなければならなかった。
6. 2 12 世紀初め、1006 年文書が 868 年文書を確認するものとして、1107 年パリ司教 Galon 文書を利用しつつ作成された。この時の関心事は、明らかに *prebenda* の運用、特に *vicarius* に対する SMF の管理責任を明確にすることにあった。結果的に、この 1006 年文書のみが SMF のカルチュレールに残される事になったが、事実、これは 868 年文書のすべてを再録しているのみならず、文書の偽造という点からしても、はるかに出来がよい。
6. 3 1006 年文書が発給者として Renaud を持つのは、1100 年以前において SMF と関係を持ったパリ司教が Enée を除けば他には彼しかいなかったからである。のみならず、Renaud は、前述 Bouchard le Vénérable の息子にして、後には相続人ともなるが、Bouchard は SMF ヘクリュニー会士を導入して改革した他、後には自らの親族を修道院長に据えるなど、SMF にとってはサン・モールの遺体を安置したパリ司教 Enée と並ぶ最重要人物のひとりであり、Renaud も父の行為にしばしば共同して参加していた。

本稿はその概要を、九州大学教授森洋先生の還暦を機に、1986年10月4日、5日の両日にわたり九州大学において、九州大学文学部・経済学部の卒業生を中心に行われた「西欧中世史料を語る会」と題する研究会において発表したものを全面的に書き改めたものである。もし筆者が森教授に出会わなければ、本稿は存在しなかったであろう。日頃の御指導をも含めて、ここに感謝の意を記すことを許されたい。

註

- (1) de Lasteyrie [1] n°48. 稿末テキスト参照。
- (2) *Ibid.*, p. 65, n. 1. 尚、デュボアの提出する議論の内、一つの司教区における複数の archidiaconus の存在については、時期的・地域的な差異を考慮にいたした実証研究の不足、アンシエン・レジーム期から緬々と続く研究史上の諸問題等、事は決して単純ではなく、問題は正しく現在進行形と考えなければならない。又、prebenda については後述する。
- (3) Tessier, G., éd., *Recueil des actes de Charles II le Chauve, roi de France*, t. II, Paris, 1952. n°491. 尚、Louis le Pieux 文書のテキストは、*HF*, VI, p. 591 でしか刊行されていない。
- (4) *Miracula sancti Mauri*, dans *SS*, XV, p. 464.
- (5) 9—12世紀のパリ司教文書の文書形式学的分析に関しては、拙稿「パリ司教座教会の文書局（9—12世紀）」『史淵』第百二十三輯、昭和六十一年を常に参照の事。
- (6) Louis VI及びLouis VIIの文書の古書体学的分析を行ったガスパッリは、1118年の二通のLouis VI文書と868年のパリ司教EnéeのSMFのための文書のコピーが同一筆跡であるとし、共にSMF作成とした。ガスパッリは司教文書の内容に触れないが、アルシーヴ・ナショナル所蔵、K 524, n°1というこのマニュスクリは、本稿で問題としている文書のドゥ・ラステリが見落したコピーである可能性は高い。これを認めるなら、1118年頃には確実に偽オリジナルが既に存在していた事になる。Gasparri, F., *L'écriture des actes de Louis VI, Louis VII et Philippe Auguste*, Genève/Paris, 1973, p. 20.
- (7) 彼のこの問題にかんする基本文脈は、Lesne, E., *Le sens primitif du terme «prébende»*, dans *Mélanges Paul Fournier*, Paris, 1929; id., *Les origines de la prébende*, dans *Revue d'histoire de droit français et étranger*, 4e sér., 8, 1929である。又、Id., *L'origine des menses dans le temporel des églises et des monastères de France au IX^e siècle*, Lille/Paris, 1911 も同時に参照。彼の議論は、Dumas, A., *Les chapitres des chanoines cathédraux*, dans *L'Eglise au pouvoir*

- laïque (888-1057)*, Paris, 1948, pp. 257-264. ; Mollat, G., v° Bénéfices ecclésiastiques, dans *DHGE*, 7, 1934, col. 1256-60.等にそのまま踏襲されている。
- (8) Lesne, *Les origines de la prébende*, p. 273, n. 1 et 2.
- (9) Flodoard, *Historia Remensis ecclesiae*, lib. III, 28, dans SS, XIII, p. 552.
- (10) 本稿が想定している偽文書作成の状況とは、ある時期ある状況が存在しているにもかかわらず、それを根拠づける史料が存在していない場合、その関係者が、当然存在するはずであると信じた文書をいわば使命感から作成するというものであり、後世そう考えがちなような「偽物づくり」とは若干ニュアンスを異にする。又、例えばこの場合でも作成された時点における文書の内容の存在が通常仮定されるように、偽文書一般の取り扱いも、それ自体の偽作とその内容の信憑性は分けて考えられるのが普通である。
- (11) de Lasteyrie [1] n°75. 稿末テキスト参照。
- (12) 前掲拙稿参照。
- (13) de Lasteyrie [1] n°143.
- (14) 前掲拙稿参照。
- (15) *Gallia Christiana*, VII, instr. col. 56-57.
- (16) *Ibid.*, VII, col. 253.
- (17) de Lasteyrie, [1] n°203: “notum fieri volo tam futuris quam et instantibus quoniam, ..., anniversaria canonicorum, que videlicet ecclesia Sancti Johannis hucusque habuerat, ecclesie Sancti Victoris et canonicis regularibus inibi Deo famulantibus, ..., in perpetuum concedimus; in commutationem anniversariorum, ecclesie Sancti Johannis prebendam unam donavimus et donando confirmavimus. Hoc autem sub silentio preterire nolumus, quod neque in visitationibus infirmorum, neque in sepeliendis canonicis, neque in processionibus, neque in quibuslibet servitiis, que antiquitus facere consueverant vel nos vel canonici Beate Marie, eos absolvimus vel relaxamus; imo in eodem servitio, in eodem debito et in eodem statu, in quo antea fuerant, solummodo anniversariis exclusis, eosdem relinquimus, nec eos Beate Marie canonicos, sed Beati Johannis esse volumus et confirmamus.”
- (18) *Ibid.*, n°204.
- (19) *Ibid.*, n°208: “ex dono preterea venerabilis fratris nostri Stephani, Parisiensis episcopi, cum consensu capituli et canonicorum et presbyterorum Sancti Johannis, redditus prebendarum canonicorum Beate Marie in integrum, ita videlicet ut, si aliquis canonicus Beate Marie, aut heremitarum, aut regularium canonicorum, aut monachorum, aut quorumlibet aliorum

vitam eligens, prebendam reliquerit, vesrta Beati Victoris ecclesia ejus prebende per annum redditus possidebit. Quod si canonicus Beate Marie prebendam suam in manu episcopi reddiderit et pro aliquo oraverit, et super hoc eum episcopus exaudierit, in prebenda sic reddita nichil habebitis. Quicquid vero in predictis prebendis habetis, id ipsum nichilominus in prebendis canonicorum Sancti Marcelli, Sancti Germani Autisiodorensis, Sancti Clodoaldi, necnon etiam Sancti Martini de Campellis integre habeatis. Porro nullum ex debito super hoc aut ecclesiis, aut defunctis, sive processionis, sive visitationis, sive sepeliendi preter anniversarium exsolvatis, sicut in prefati fratris nostri pagina continetur."

- (20) Tardif, [13] n°395: "Ego igitur Ludovicus, Dei gratia Francorum rex, in ecclesiis quas antecessores nostri, ..., fundaverunt, vel fundatas adquisierunt, anniversaria canonicorum ordinari volui, et ad Beati Victoris ecclesiam regularium canonicorum ordine insignitam transferri, ... (以下教会名が続く) Sunt autem in hac ecclesia beate Marie undecim prebendarum anniversaria designata: harum omnium ecclesiarum anniversaria, communi et abbatum et canonicorum assensu. ecclesie Sancti Victoris concessimus, ita ut per annum redditus prebendarum canonicorum, post mortem eorum, ex integro habeat, et nullum ex debito super hoc aut ecclesie aut defuncto, preter anniversarium, exsolvat obsequium. Ne autem ecclesia in eodem anno suo privetur servicio, illud faciat canonicus qui succedit. Hoc etiam adjunctum est, quod si quilibet ex eis aut regularium canonicorum aut monachorum, aut heremitarum, aut quorumlibet aliorum vitam eligens, prebendam reliquerit, prefata ecclesia Sancti Victoris ejus prebende, per annum, redditus possidebit. (司教・大司教の同意の言及) Hoc etiam omnibus notum fieri volumus, quoniam Stephanus, Dei gratia Parisiensis episcopus, anniversaria beate Marie matris ecclesie et Beati Marcelli et Beati Germani et Beati Clodoaldi et Beati Martini de Campellis, nostra voluntate, nostro assensu, supradicte ecclesie Sancti Victoris contuli." cf. Luchaire, Louis VI, n°363.

- (21) von Pflügk-Hartung, J., éd., *Acta pontificum romanorum inedita*, Graz, 1958, I, Nr. 155.

- (22) de Lasteyrie, [1] n°237.

- (23) *HF*, XV, p. 371.

- (24) de Lasteyrie, [1] n°243.

- (25) Tardif, [13] , n°412; de Lasteyrie, [1] n°274.

(26) Pflügk-Hartung, *op. cit.*, I, Nr. 190.

(27) de Lasteyrie, [1] n°319: "quod canonici Sancti Victoris in nostra Beate Marie seniori ecclesia, ex dono pie recordationis domni Stephani, Parisiensis episcopi, et nostro, prebendam unam habent, et vicarium unum sacerdotem pro eadem prebenda ad servitium ecclesie assidue deputatum. Et, quia justum est ut qui ecclesie serviunt de ecclesia vivant, in primis, communitocius capituli nostri consilio statutum fuit ut predictus vicarius pro servitio, quod faciebat, de redditibus prebende XV solidos et stationes et antiphonas et vinum libertatum haberet, et ita aliquanto tempore factum est. Postea, quia labor servitii cotidiani gravis erat, et portio prebende que in usus et sustentationem vicarii deputata erat modica videbatur, atque ideo vicarius servitium sibi injunctum negligentius et segnus exequabatur. Idcirco predictos Beati Victoris canonicos rogavimus quatinus ad predictum vicarii statutum aliquid adderent, ut vicarius laborem injuncti servitii et robustius sustineret et alacrius ageret. Canonici vero, petitioni nostre facile adquiescentes, consilio et laude domini nostri Theobaldi episcopi, ad supradicti vicarii statutum hoc quod petivimus addiderunt, ut scilicet vicarius, qui prius XV solidos habebat, XX solidos haberet. ... Sciendum vero est quod ecclesia Sancti Victoris, que in nostra ecclesia prebendam habet, nullum omnino aliud servitium in ecclesia eadem nostra per se facere debet, nisi hoc tantum quod, in septimana Sancti Victoris, missam majorem cantat canonicus, missam vero matutinalem et totum ex integro aliud servitium vicarius facere habet, ita ut etiam in quibusdam solemnibus festis, quando episcopus missam celebrat et XII cardinales assistunt, idem vicarius pro ecclesia Beati Victoris ministerium cardinalis presbyteri debeat exhibere. Quod si predictus vicarius in reddendo debito servitio negligens fuerit et per negligentiam suam aliquod scandalum aut servitii defectus contigerit, ad capitulum nostrum spectabit correctio, ita quod ecclesie Beati Victoris nichil omnino poterit imputari. Hanc autem reddituum assignationem, que vicario Sancti Victoris, pro prebenda cui deservit, nostro et canonicorum communi consilio constituta est, ita imperpetuum ratam haberi decernimus, ut eam nullatenus nostris successoribus ad gravamen canonicorum Sancti Victoris liceat immutare."

(28) de Lasteyrie, [1] n°325: "Ex dono pie memorie domni Stephani episcopi et nostro, in hac nostra Beate Marie ecclesia prebenda una; in ecclesia Sancti Marcelli, prebenda una; in ecclesia Sancti Germani Autisiodorensis,

prebenda una; in ecclesia Sancti Clodoaldi, prebenda una; in ecclesia Sancti Martini de Campellis, prebenda una: ita scilicet quod canonici Sancti Victoris in singulis supradictis ecclesiis ad servicium earundem ecclesiarum singulos vicarios ponant. Item, ex dono predicti episcopi, annualia canonicorum omnium predictarum ecclesiarum, ita scilicet ut quocumque modo quilibet canonicus earundem ecclesiarum prebendam suam relinquat, vel quocumque modo prebenda de una persona in aliam transeat, ecclesia Beati Victoris ejusdem prebende redditus per annum ex integro habeat, et nullum super hoc ex debito, aut ecclesie, aut defuncto, preter anniversaria, exolvat obsequium.”; *ibid.*, n°581. prebendaからの毎年の収益に関しては更に, 1196年司教 Maurice 文書がさらに詳細な規定を行っている。Gut, [11] n°12.

(29) de Lasteyrie, [1] n°312.

(30) *Ibid.*, n°313.

(31) *loc cit.*: “quod prebendam unam in ecclesia Beate Marie Parisiensis, assensu capituli, monachis Sancti Martini de Campis imperpetuum habendam concessimus. Ecclesia vero Sancti Victoris, que in prefata Beate Marie ecclesia annualia prebendarum habet, hujus ipsius prebende, quam monachis dedimus, annuale suum ex integro habuit. Sed quia de eadem prebenda, que ecclesie Sancti Martini imperpetuum data erat, jam de cetero ecclesia Sancti Victoris annuale habitura non erat, ne in hoc dono ecclesia Sancti Victoris lederetur, si unius prebende annuali beneficio imperpetuum privaretur, consilio et consideratione domni Hugonis, Autisiodorensis episcopi, et domni Bernardi, Clarevallensis abbatis, et nostra, communi assensu statuerunt monachi Sancti Martini ut, pro recompensatione annualis supradicte prebende sibi date, per singulos annos in festo sancti Pasche, ecclesie Beati Victoris decem solidos et persolvant et mittant.”

(32) Depoin, [6] n°289.

(33) 1125年教皇文書, 同年王文書, 1132年教皇文書, 1146年参事会文書, 1180年司教文書は, ex integra とあるが, これを字義通り毎年全ての収入がSVの手に渡るとは常識的に考えられない。事実, 他教会に関する規定とはいえ, 一連のものと考えられる1125年王文書は後継の参事会員に言及しており, これに注目するなら prebenda が空いた当該年の収入のみが全額SVへわたり, その後は一部のみと補って解釈すべきなのではなかろうか。事実, 前述1196年司教 Maurice 文書は, この件に関して生じた問題の処理と推測される。又, この問題は明らかに1124年のSaint-Jeanに関する司教文書を出発点にして除々に取り扱いが整理されてきたもので, 従ってSVが司教座教会の prebenda の収益を所有する根拠はあくまで記念碑であ

り続けたと考えられる。

- (34) Denifle, H. et Chatelain, A. éd., *Chartularium Universitatis Parisiensis*, I, Paris, 1889, intr. n° 6: “Inde est quod cum vos ad preces nostras dilecto filio nostro Roberto de Beelei vicario beati Petri Fossatensis super illas octo libras, quas in ecclesia vestra preter stationes et minutos redditus solebat annuatim percipere, sex libras annis singulis liberaliter addideritis, nos providere volentes, ne vobis in dampnum vel prejudicium convertatur, quod ob reverentiam nostram prompta devotione fecistis, apostolica auctoritate statuimus, ut occasione additionis quam fecistis memorato R. aut dilecto filio nostro magistro Mainerio, cui prebenda Sancte Genovefe concessa est, non possitis a prescriptis ecclesiis quomodolibet molestari, quo minus post eorumdem R. et M. decessum in eum statum eedem prebende redeant, in quo ante additionem factam fuisse noscuntur.”
- (35) *Ibid.*, n° 7: “Ad hec cum quedam monasteria et ecclesie prebendas habeant in ecclesia vestra, et dilecto filio nostro magistro Mainerio prebenda sancte Genovefe concessa sit, veriti ne paulatim subrependo in detrimentum predictorum monasteriorum et ecclesiarum et in gravamen vestrum hujusmodi consuetudo inoleat in ecclesia vestra, postulastis a nobis ut super hoc juri vestro et indemnitati eorumdem monasteriorum et ecclesiarum pastorali deberemus sollicitudine precavere. Inde est quod presenti scripto arcus inhiemus, ne de aliqua prebendarum, quas prescripta monasteria vel ecclesie habent in ecclesia vestra, quamlibet personam canonicare cogamini.”
- (36) 文脈上、テキスト中の Sainte-Geneviève の prebenda とは、この教会が司教座教会に持っているそれと読むべきである。Sainte-Geneviève がいつこれを手に入れたか定かではなく、史料上の初出は 1163 年の教皇 Alexandre III の Sainte-Geneviève に対する財産確認文書中の言及である。*Gallia Christiana*, VII, instr. col. 241.
- (37) 本稿ではこれ以上深入りしないが、以上の様に、prebenda の具体的運用に関して参事会が当事者として前面に立ち現れてきている事は、それ自体注目に値する。
- (38) Dom Becquet, J., La réforme des chapitres cathédraux en France aux XI^e et XII^e siècles, dans *Bulletin philologique et historique*, année 1975. pp. 37–39, surtout p. 38. この論文は、研究史の把握、問題の設定、実際の作業の諸面で極めて問題が多い。尚、12 世紀前半の司教座教会と SV との関係は、当時の複雑なバリの政治状況の中で考え直さねばならないことはいうまでもない。この問題に関しては、差し当り, Bautier, R. -H., Paris au temps d'Abélard, dans *Abélard en son*

temps, Paris, 1981, pp. 58 – 71. 尚, この論文を, 事実上 Abélard 研究が始めて歴史学の対象となったという意味で高く評価することに筆者もやぶさかでないが, ここでも彼の議論は, 政治的要因偏重で際立っている。

- (39) 12 世紀バリについては, 岩熊幸男「12 世紀バリの教師たち—リケンチア・ドケンディとマギステルー」, 中村賢二郎編『歴史のなかの都市』, ミネルヴァ書房, 1986 年所収, が最近公にされた。氏の基本的な前提, 即ち法制度を「歴史化」する方向は, 研究史に対する全面的な異議申したてとして筆者も支持するところではあるが, 逆にそれだけの問題であるだけかもしれない, むしろ, この時期のマギステル達をかつての様に *clercs* 或いは *agrégés* と把握するだけでなく, 彼等の社会的存在形態を多様性の中で可能な限り詳細に追跡するほうが, バリ大学形成史の全面的書き換えに寄与するところ大きいと思われる。尚, 12 世紀後半の諸史料に関しては, 筆者は岩熊氏とは若干ことなる問題関心の中で筋道をたてており, 別の機会に論じてみたい。
- (40) ex. g. Denifle-Chatelain, *op. cit.*, I, intr. n° 2; *HF*, XV, p. 675; *ibid.*, XV, p. 680; *ibid.*, XVI, p. 76; *ibid.*, XV, p. 578.
- (41) 尚, 1200 年以前の学識者全般に関しては常に, Lesne, E, *Les Ecoles*, Paris/Lille, 1940, 特にその第二章が参照されねばならない。又, 王権との関係については, 例えば前述ガスパッリの研究は, この時期王文書局の書記が, バリの様々な教会に属していた事を古書体学的に実証したものであった。
- (42) Lesne, *Les origines de la prébende*, p. 274.
- (43) Favier, J., *La fabrication d'un faux à Saint-Maur-des-Fossés vers la fin du XI^e siècle*, dans *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, 119, 1962.
- (44) cf. Boussard, J., *La nouvelle histoire de Paris. De la fin du siècle de 885–886 à la mort de Philippe Auguste*, Paris, 1976, pp. 125 – 26.
- (45) Tardif, [13] n°303.
- (46) *Gallia Christiana*, VII, col. 291 – 92.

BIBLIOGRAPHIE

1. de Lasteyrie, R., éd., *Cartulaire général de Paris*, t. I, Paris, 1877
2. Marion, A., éd., *Cartulaire du prieuré de Notre-Dame de Longpont*, Lyon, 1879
3. de Barthélemy, Ed., éd., *Recueil des chartes de l'abbaye de Montmartre*, Paris, 1883
4. Poupardin, R., éd., *Recueil des chartes de l'abbaye de Saint-Germain-des-Prés des origines au début du XIII^e siècle*, Paris, 1909, 2 vol.
5. Dopoin, J., éd., *Cartulaire de l'abbaye de Saint-Martin de Pontoise*, Pontoise, 1896

6. id., éd., *Recueil des chartes et documents de St-Martin-des-Champs, monastère parisien*. Paris, 1912-21, 6 vol.
7. Brièle, B., éd., *Archives de l'Hôtel-Dieu de Paris*, Paris, 1894
8. Marchegay, P., éd., Chartes et autres titres du monastère de St-Florent près de Saumur concernant l'Ile-de-France de 1070 à 1220, dans *Mémoires de la Société de l'Histoire de Paris et de l'Ile-de-France*, 6, 1879
9. Mortet, V., Maurice de Sully, dans *ibid.*, 16, 1889, p. j.
10. Cadier, L., éd., Cartulaire et censier de Saint-Merry de Paris, dans *ibid.*, 18, 1891
11. Gut, Ch., éd., Les actes de Maurice de Sully relatifs aux possessions parisiennes de Saint-Victor (1180-96), dans *Huitième centenaire de Notre-Dame de Paris*, Paris, 1967
12. Guérard, B., éd., *Cartulaire de l'église Notre-Dame de Paris*, Paris, 1850, 4 vol.
13. Tardif, J., éd., *Monuments historiques*, Paris, 1866; réimp. Nandel/Liechtenstein, 1977

実際の史料調査は、以上の史料集を基本とし、これを現在刊行中のフランス王文書シリーズ、ミーニュ、*HF*, *MGH*, *Gallia Christiana* 等の史料集成で補うという方法をとった。パリ地方の史料刊行状況は他地方のそれに比して、決して進んでいるとはいえない。本稿が極めて脆弱な基盤の上に組み上げられているゆえンである。

868 年司教 Enée 文書

Edit. de Lasteyrie [1], n°48

In nomine Patris et Filii et Spiritus Sancti, amen. Docente Christo didicimus qui sua reliquerit et eum sequi studuerit centuplum accipiet vitamque eternam possidebit. Idem ipse, ad misericordiam peccatores provocans, ait: "Date elemosinam et omnia munda sunt vobis." Beatus vero Paulus, doctor egregius, jubet nos operari bonum ad omnes, maxime autem ad domesticos fidei. His vocibus, quasi manu quadam sollicitudinis pulsatus, ego Eneas, Dei gratia Parisiorum episcopus, notum facio cunctis sancte Dei aecclesie filiis, presentibus scilicet et futuris, quod anno dominice incarnationis octingentesimo sexagesimo octavo, indictione prima, jussu serenissimi Karoli regis, ad Fossatensem ob recipiendum corpus beati levite Mauri accedens abbatiam, dum a propriis sacram prefati sancti deposui humeris super beatorum apostolorum altare glebam, concessi eidem ecclesie, annuentibus cunctis archidiaconibus et clericis nostris, qui una mecum illic aderant, in sede nostri episcopatus, in ecclesia videlicet beate Dei genitricis Marie, perpetuo prebendam integram, ita ut ab hac hora usque in novissimam hujus seculi horam, tam venerabilis Odo qui nunc illi cenobio preest, quam sui successores, eam libere et absque ulla molestia vel inquietudine aut aliquo servitio habeant et secure possideant. Processionem denique annuatim in quadragesima, quarta scilicet feria post dominicam que passioni Christi pretitulatur, nostris sequacibus, in monimentum processionis quam Christi dilecto confessori Mauro exhibuimus die qua primum receptus est a Fossatensibus, indicimus, ut

cujus semel in anno membra revisimus ejus precibus et meritis assidue muniamur. Quicumque ergo nostrorum ad hanc venerint processionem, nullam ibi sumant refectionem, sed sola karitate, que multitudinem peccatorum operit, illuc abeant atque sibi mutuo data benedictione ad propria jejuni redeant. Abbas vero prescripti cenobii, sibi que fratres subditi nullam hujus rei gratia persolvant Parisiensi ecclesie consuetudinem, neque nobis aut successoribus nostris aliquam redibitionem. Quod si aliquis nostrorum successorum hujus concessionis calumpniator aut retractor extiterit, et prebendam reciderit vel imminuerit, processionem quoque Fossatensi ecclesie a nobis ob amorem beati Mauri traditam, fieri nisi occasione rationabili aliquotiens prohibuerit, excommunicatus nisi penitens resipuerit pereat in eternum, amen. Ut ergo hoc donum firmum et stabile maneat per successura tempora, coram omnibus in capitulo beate Marie corroboraui illud manu propria, ac nostris archidiaconibus cunctisque clericis ad roborandum tradidi, nostroque sigillo muniri precepi.

℞ Signum Aeneae Parisiensis episcopi.

1006 年司教 Renaud 文書

Edit. de Lasteyrie [1], n°75.

Favier, *art. cit.*, pp. 239 – 41.

In nomine sancte et individue Trinitatis.

Noverint universi, tam presentes quam posteri, quod ego Rainaldus, Dei gratia Parisiorum episcopus, assensu omnium archidiaconorum ceterorumque clericorum nostrorum, prebendam quam Fossatensis ecclesia integerrime ab antecessore nostro beate memorie Aenea in sede nostri episcopatus, sibi dudum traditam, possidebat, Deo cooperante, prefate monachis ecclesiae annuerim, ita quidem ut quotienscunque praefate abbas ecclesie, qui nunc preest, Hildebertus, aut ejus successores, vicarium pro se in ecclesia Beate Marie servituum posuerint, nullam a nobis alium eligendi licentiam requirant, sed potestatem habeant et licentiam dandi eam cui clericorum voluerint, assensu tamen sui capituli. Instituius denique et prorsus jubemus ut idem clericus in Fossatensi eam capitulo requirat et de manu abbatis illam recipiat; ea autem suscepta, ab uno fratrum Fossatensium, cui ab abbate jussum fuerit, ad capitulum Beatae Marie die alia adducatur, atque decano tantum fratrumque communi conventui praesentetur, qui mox ab ipso decano intorducatur et ab aliis, velut unus nostrum, in conventu devote suscipiatur. Susceptus autem, nil muneris nilque praemii in recompensatione tante gratie ab eo exigatur, neque fratrum pastus qui communiter ab omnibus datur. Decernimus itaque ut clericus, de quo agimus, bis per annum ad Fossatense cenobium veniat, ad festum scilicet apostolorum Petri et Pauli, III° kalendas julii,

et ad transitum beati Mauri, XV III^o kalendas februarii. Qui, si dissimulata incommoditate aliqua, non venerit et tardus neglegensque, nisi abbatis licentia, remanserit, ab eo vel ab ejus monitus nuncio, ad Fossatensem accedat abbatiam et lege emendet hanc negligentiam. Si autem, aliqua vi aut temeritate fisis, emendare noluerit, tunc abbas utatur illo judicio quo ego ipse uterer super Beate Marie canonico, hoc si quidem agi diffinimus nostro consilio. Igitur, cum ab hac instabili luce isdem vicarius Fossatensium migraverit, fratres et canonici ecclesie Beate Marie sepulture eum tradant, ita tamen si in nostro vitam habitu finierit. Dignum est etenim ut, quorum consortium vivendo adipiscitur, eorum officio et moriendo terre commendetur.

Processionem denique illam, quam annuatim jamdictus predecessor noster in quadragesima agi disposuit, IIII^a scilicet feria post dominicam que Christi praetitulatur Passioni, in monimentum illius processionis quam Christi dilecto confessori Mauro exhibuit, die qua primum receptus est a Fossatensibus, sicut in quodam suo invenimus scripto, et nos similiter nostris sequacibus indicimus ut, cujus semel in anno membra revisimus, ejus praecibus et meritis assidue munianur. Quicunque ergo nostrorum ad eam venerint processionem, nullam ibi sumant refectionem, sed sol[a k]aritate que multitudinem peccatorum [operit] illuc benigne abeant, atque, sibi alternatim benedictione benignius data, ad propria jejuni redeant.

Prefate vero abbas ecclesie suique fratres [in remune]ratione hujus doni nullum nobis [nec] nostris sequacibus reddant debi[tum], neque Parisiensi ecclesie aliquod inde unquam faciant obsequium. Quod si aliquis, ab hac die usque ad ultimum hujus seculi diem, a Fossatensi ecclesia vel ab ejus monachis quicquam ob hoc extorquere presumpserit, eterne maledictioni et perpetue dampnationi subiciatur,

nisi resipuerit et ad emendationem venerit. Ut autem hoc donum firmum et inconcussum permaneat, scripto mandavimus scriptique kartam istam propria manu firmavimus, ac manibus canonicorum nostrorum firmandam tradidimus, et in signum firmitatis perpetue nostro sigillo signari praecepimus.

℞ Signum Rainaldi episcopi. Signum Ylarii decani. Signum Adelelmi praecentoris. Signum Alberici archidiaconi. Signum Lisierni archidiaconi. Signum Warini archidiaconi. Signum Gisleberti sacerdotis. Signum Ernaldi sacerdotis. Signum Udonis sacerdotis. Signum Ermenrici sacerdotis. Signum Tetboldi sacerdotis. Signum Ingelardi sacerdotis. Signum Willelmi sacerdotis. Signum Gozberli levite. Signum Gonhardi levite. Signum Herberti levite. Signum Petri levite. Signum Odonis levite. Signum Gausfridi levite. Signum Goscelini levite. Signum Warmundi levite. Signum Burcardi subdiaconi. Signum Warini subdiaconi. Signum Durandi subdiaconi. Signum Bernardi subdiaconi. Signum Arraudi subdiaconi. Signum Lamberti accolite. Signum Ivonis accolite. Signum Fulconis accolite.

Actum publice Parisius, in capitulo Sancte Marie anno Incarnationis Dominice [millesimo VI°], indictione IIII, epacta [XV III] concurrente I, regnante Rotberto rege anno XX, nostri vero episcopatus XVI, pridie kalendarum maiarum.

Anselmus cancellarius scripsit.

Si quis hoc scriptum violaverit, anathema sit. Amen.